



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目次

告 示

○家畜伝染病発生の報告（畜産課）	1
○漁業災害補償法に基づく加入区及び漁業の区分の設定の変更（水産課）	1
○漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出・3件（水産課）	3
○土砂災害警戒区域の指定（海岸防災課）	3
○土砂災害警戒区域の指定の解除（海岸防災課）	4
○土砂災害特別警戒区域の指定（海岸防災課）	4
○土砂災害特別警戒区域の一部についての指定の解除（海岸防災課）	4

公 告

○大規模小売店舗の新設の届出（中小企業支援課）	5
○開発行為に関する工事の完了・10件（南部土木事務所）	5
○特定調達契約に係る落札者の決定（警察本部情報管理課）	8

告 示

沖縄県告示第334号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和6年9月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

発生伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生場所（区域）	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1戸3頭	うるま市	令和6年8月5日

沖縄県告示第335号

平成20年沖縄県告示第389号（漁業災害補償法に基づく加入区及び漁業の区分の設定）の一部を次のとおり変更する。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日がこの告示の日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日がこの告示の日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

令和6年9月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

変更前

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
読谷加入区	読谷村漁業協同組合の地区	1 主としてひき縄漁業 （総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてひき縄漁業） 2 主として刺し網漁業 （総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主とし

		て刺し網漁業) 3 主としてソデイカ旗流し漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカ旗流し漁業) 4 潜水器漁業 5 小型定置漁業 6 1 から 5 以外に掲げる漁業以外の漁業
那覇地区加入区	那覇地区漁業協同組合の地区	1 主として底魚一本釣漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として底魚一本釣漁業) 2 主としてひき縄漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてひき縄漁業) 3 主としてまぐろはえ縄漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてまぐろはえ縄漁業) 4 主としてソデイカ旗流し漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカ旗流し漁業) 5 小型まぐろ漁業 (総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用して行うまぐろはえ縄漁業) 6 小型底魚一本釣漁業 (総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用して行う底魚一本釣漁業) 7 潜水器漁業 8 定置漁業 9 1 から 8 までに掲げる漁業以外の漁業

変更後

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
読谷加入区	読谷村漁業協同組合の地区	1 主としてひき縄漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてひき縄漁業) 2 主として刺し網漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として刺し網漁業) 3 主としてそでいか旗流し漁業 (総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてそでいか旗流し漁業) 4 潜水器漁業 5 小型定置漁業 6 1 から 5 までに掲げる漁業以外の漁業
那覇地区加入区	那覇地区漁業協同組合の地区	1 主として底魚一本釣漁業 (総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主として底魚一本釣漁業) 2 主としてひき縄漁業 (総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてひき縄漁業) 3 主としてそでいか旗流し漁業 (総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてそでいか旗流し漁業) 4 主としてまぐろはえ縄漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてまぐろはえ縄漁業) 5 小型まぐろ漁業 (総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用して行うまぐろはえ縄漁業) 6 主として一本釣漁業 (総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主として一本釣漁業) 7 1 から 6 までに掲げる漁業以外の漁業

沖縄県告示第336号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和6年9月20日から同年10月4日まで伊江漁業協同組合事務所に於いて縦覧に供する。

令和6年9月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 発起人の住所及び氏名 伊江村字東江前1565番地の2 大城好人、伊江村字川平485番地の2 上間直也
- 2 加入区 伊江加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 伊江漁業協同組合

沖縄県告示第337号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和6年9月20日から同年10月4日まで八重山漁業協同組合事務所に於いて縦覧に供する。

令和6年9月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 発起人の住所及び氏名 石垣市八島町二丁目4番地3 第二市営住宅101 宮良当健、石垣市八島町二丁目7番地1 砂川政彦
- 2 加入区 石垣加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 八重山漁業協同組合

沖縄県告示第338号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和6年9月20日から同年10月4日まで与那国町漁業協同組合事務所に於いて縦覧に供する。

令和6年9月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 発起人の住所及び氏名 与那国町字与那国4022番地の244 後間貞光、与那国町字与那国4022番地の77 久部良第4団地201 川田智志
- 2 加入区 与那国加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 与那国町漁業協同組合

沖縄県告示第339号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年9月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
長田(1)	宜野湾市長田一丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び宜野湾市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第340号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域を次のとおり解除する。

令和 6 年 9 月 20 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
長田(1)	宜野湾市長田一丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び宜野湾市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第341号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和 6 年 9 月 20 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
長田(1)	宜野湾市長田一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び宜野湾市役所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第342号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害特別警戒区域の一部について指定を次のとおり解除する。

令和 6 年 9 月 20 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
長田(1)	宜野湾市長田一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び宜野湾市役所において縦覧に供する。）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、令和6年9月20日から令和7年1月20日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び八重瀬町総務部企画財政課において縦覧に供する。

令和6年9月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 届出年月日 令和6年8月16日

2 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）ダイレックス東風平店・セブンーイレブン八重瀬東風平西店 八重瀬町伊覇土地区画整理事業60街区5画地及び6画地
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 ダイレックス株式会社 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 代表取締役 五味肇、株式会社セブンーイレブン・沖縄 那覇市松山1丁目3番9号 代表取締役 久鍋研二
- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 ダイレックス株式会社 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 代表取締役 五味肇
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 令和7年4月17日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,186平方メートル
- (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 51台
- (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 11台
- (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 66平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 11.2立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 24時間
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口3か所、出口3か所、出入口の位置 次の図のとおり
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び八重瀬町総務部企画財政課において縦覧に供する。）

3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年9月20日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年8月21日 沖縄県指令南土第421号

2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字山川神ノ奥原346番7

3 公共施設 なし

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市首里石嶺町2丁目111番地7ベル・ジブソフィラ202 難波有智、那覇市首里石嶺町2丁目111番地7ベル・ジブソフィラ202 難波綾乃

5 検査済証番号 令和6年7月29日 N第1609号

6 工事完了年月日 令和6年7月8日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 6 年 9 月 20 日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 5 年 9 月 14 日 沖縄県指令南土第465号、令和 6 年 2 月 8 日 沖縄県指令南土第41号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南城市玉城字親慶原上親慶原94番 1 ほか 5 筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 道路及び公園
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 豊見城市字真玉橋182番地 L. D. K株式会社 代表取締役 濱田哲
- 5 検査済証番号 令和 6 年 8 月 7 日 N第1610号
- 6 工事完了年月日 令和 6 年 6 月 30 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 6 年 9 月 20 日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 5 年 6 月 9 日 沖縄県指令南土第326号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字瀬長舟無小原61番 9 及び60番 6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字我那覇328番地20 福里英規
- 5 検査済証番号 令和 6 年 8 月 7 日 N第1611号
- 6 工事完了年月日 令和 6 年 7 月 31 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 6 年 9 月 20 日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 3 年 6 月 2 日 沖縄県指令南土第254号、令和 5 年 12 月 18 日 沖縄県指令南土第645号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字津嘉山安平田原936番 3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市東町 9 番 11 号 株式会社東町自動車サービス 代表取締役 田場健司
- 5 検査済証番号 令和 6 年 8 月 9 日 N第1612号
- 6 工事完了年月日 令和 6 年 7 月 10 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 6 年 9 月 20 日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 5 年 8 月 9 日 沖縄県指令南土第418号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字我那覇佐真下原624番 1 及び624番 3 のそれぞれの一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北谷町字桑江625番地 1 運天真紀子

- 5 検査済証番号 令和 6 年 8 月 9 日 N第1613号
- 6 工事完了年月日 令和 6 年 7 月 31 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 6 年 9 月 20 日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 6 年 1 月 5 日 沖縄県指令南土第 2 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長翁長原 4 番13
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字伊良波558番地 2 ウエストビル204号室 宮城武人
- 5 検査済証番号 令和 6 年 8 月 14 日 N第1614号
- 6 工事完了年月日 令和 6 年 8 月 2 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 6 年 9 月 20 日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 4 年 7 月 11 日 沖縄県指令南土第430号、令和 6 年 8 月 13 日 沖縄県指令南土第388号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮城後原288番 3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字宮城202番地 與那嶺真澄
- 5 検査済証番号 令和 6 年 8 月 14 日 N第1615号
- 6 工事完了年月日 令和 6 年 8 月 13 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 6 年 9 月 20 日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 6 年 3 月 21 日 沖縄県指令南土第101号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字照屋堂畑1488番 1 及び1488番 3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字糸満2427番地の 8 金城清志郎
- 5 検査済証番号 令和 6 年 8 月 21 日 N第1616号
- 6 工事完了年月日 令和 6 年 7 月 29 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 6 年 9 月 20 日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 4 年 7 月 22 日 沖縄県指令南土第446号、令和 6 年 4 月 9 日 沖縄県指令南土第123号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字富盛島之前原547番 3
- 3 公共施設 なし

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市辻 1 丁目 9 番17号 1 階 赤嶺太逸
5 検査済証番号 令和 6 年 7 月 30 日 N 第1617号
6 工事完了年月日 令和 6 年 4 月 10 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 6 年 9 月 20 日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 5 年 2 月 7 日 沖縄県指令南土第64号、令和 5 年12月 8 日 沖縄県指令南土第620号（変更）
2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字保栄茂保栄茂原181番 2
3 公共施設 なし
4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字保栄茂192番地 c o z y c o u r t B－2 服部まなと
5 検査済証番号 令和 6 年 8 月 23 日 N 第1618号
6 工事完了年月日 令和 6 年 8 月 15 日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 6 年 9 月 20 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 沖縄県警察情報管理システム用端末等賃貸借 一式
2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
3 落札者を決定した日 令和 6 年 7 月 11 日
4 落札者の名称及び所在地 株式会社 J E C C 代表取締役 桑田始 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号
5 落札金額 427, 046, 400円
6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
7 入札の公告を行った日 令和 6 年 5 月 31 日

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷
〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地